

奈良県告示第五百十六号

昭和六十三年六月奈良県告示第百八十四号（奈良県障害者総合支援センター条例に基づく健康診断その他の医療行為の料金の額の定め）の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

表文書手数料の項中「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、〇八〇円」に改める。